

墓地・納骨堂の経営許可申請について

薩摩川内市で墓地又は納骨堂を設けるためには、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「薩摩川内市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づく市長の許可が必要です。

墓地とは・・・墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市にあっては市長）の許可を受けた区域をいいます。（※納骨式の墳墓については墳墓の取扱いとなるため、現在墓地でない場所に建立するためには、墓地の経営許可が必要です。）

納骨堂とは・・・他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事（市にあっては市長）の許可を受けた施設をいいます。

1 許可基準

	墓 地	納骨堂
1	道路・河川・海岸・鉄道又は軌道に沿わないで、人家その他の多数集合する場所から100メートル以上離れ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること	管理に便利な場所に設け、かつ、容易に納骨堂と認められる構造であること
2	法人の場合：宗教法人又は公益法人等に限るものとし、将来的に安定した経営が見込まれること	法人の場合：宗教法人又は公益法人等に限るものとし、将来的に安定した経営が見込まれること
3	管理組合の場合： <u>組合員5人以上</u> の登録があり、5基以上の墳墓を建立できる施設であること	管理組合の場合： <u>組合員5人以上</u> の登録があり、5基以上の納骨設備を保有する施設であること
4	隣接地及び周辺人家等の所有者の同意が得られていること（ <u>同意書が必要</u> ）	隣接地及び周辺人家等の所有者の同意が得られていること
5	農地法等、他の法令で規制がある場合、それぞれの法令に基づく許可がなされていること又は許可される見込みであること	農地法等、他の法令で規制がある場合、それぞれの法令に基づく許可がなされていること又は許可される見込みであること

※ ただし、上記に該当しない場合でも、土地の状況等により支障がないと認めるときは許可する場合があります。

2 申請書類

	墓 地	納骨堂
1	墓地経営許可申請書 （様式第1号） ※面積変更等の場合は、墓地の区域（施設）変更許可申請書（様式第3号）	納骨堂経営許可申請書 （様式第2号） ※面積変更等の場合は、納骨堂の区域（施設）変更許可申請書（様式第3号）
2	申請地付近の略図 （半径 <u>200メートル</u> 以内の区域で、敷地の境界・人家・学校・公園・道路・鉄道・軌道・河川・海岸・貯水池・井戸等の位置を表示し、かつ、これらとの距離を示したもの） ※申請地を朱書し、 <u>半径100メートル</u> の範囲を示す朱線を記入すること	申請地付近の略図 （半径 <u>500メートル</u> 以内の区域で、敷地の境界・人家・学校・公園・道路・鉄道・軌道・河川・海岸・貯水池・井戸等の位置を表示し、かつ、これらとの距離を示したもの）
3	申請地の公図 （地籍図又は字図） ※隣接地が確認できるもの	申請地の公図 （地籍図又は字図）
4	土地の全部事項証明書	土地の全部事項証明書
5	申請地の図面 （墓地の区域・墳墓割当・給排水設備・道路・管理施設・緑地及び駐車場等を明らかにした図面）	建物の配置平面図、立面図及び構造仕様書
6	申請地が借地の場合：所有者の 土地永代使用承諾書	申請地が借地の場合：所有者の 土地永代使用承諾書
7	隣接地所有者の 同意書	—
8	半径100メートル以内の人家及び施設所有者の 同意書	—
9	①管理組合の場合： 規約、組合員名簿 （組合員5人以上） ②法人の場合： ・ 定款又はこれに準ずる書類 ・ 履歴事項全部証明書 ・公益法人の場合： 理事会議事録 ・宗教法人の場合： 責任役員会議事録 ※議事録等で組織としての意思決定が確認できること ※写しでも構わないが、必ず原本証明があること	①管理組合の場合： 規約、組合員名簿 （組合員5人以上） ②法人の場合： ・ 定款又はこれに準ずる書類 （寺則） ・ 履歴事項全部証明書 ・公益法人の場合： 理事会議事録 ・宗教法人の場合： 責任役員会議事録 ※議事録等で組織としての意思決定が確認できること ※写しでも構わないが、必ず原本証明があること。
10	土地が農地の場合： 農地転用許可申請書の写し	土地が農地の場合： 農地転用許可申請書の写し
11	—	建築基準法による建築確認済証
12	その他市長が必要と認める書類	その他市長が必要と認める書類
13	許可証交付手数料 200円	許可証交付手数料 200円

※ で囲まれた書類は、法務局等で取得することができます。

※ 着工後に申請となった場合は「遅延理由書」も提出してください。

※ 提出部数は『1部』です。